

東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例（仮称）の  
構成と基本的な考え方について

● 目的・定義・基本理念等について

1（目的）

- この条例は、基本理念を定め、関係者の責務を明らかにするとともに、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律第十四条に規定する相談及び紛争の防止又は解決のための体制の整備並びに法第十五条に規定する啓発活動の実施に関し必要な事項等を定める。
- 障害を理由とする差別を解消し、共生社会の実現に寄与することを目的とする。

2（定義）

- 障害、障害者、社会的障壁、共生社会、障害の社会モデルについて定義する。

3（基本理念）

- 障害者の人権、社会参加の促進、情報保障の推進、障害及び障害者への理解、女性であること等性別、年齢等による複合差別への配慮について規定する。

4（都の責務）

- 障害を理由とする差別を解消するため、必要な体制整備を実施する。
- 障害、障害者及び障害の社会モデルについて、都民及び事業者の関心と理解を深め、適切に行動するために必要な啓発を行う。

5（都民及び事業者の責務）

- 障害、障害者及び障害の社会モデルに対する関心と理解を自ら積極的に深めるとともに、都が実施する障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に協力するよう努める。

6（区市町村との連携）

- 都は、体制整備及び啓発活動に当たっては、区市町村と連携して実施するよう努める。
- 都は、区市町村が体制整備及び啓発活動を実施しようとするときは、区市町村と連携するとともに、情報提供及び技術的助言その他の必要な支援を行うよう努める。

## ● 障害を理由とする差別に関する相談及び紛争の解決のための体制について

## 7 (障害を理由とする差別の禁止)

- 都及び事業者は、不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。
- 都及び事業者は、意思の表明（知的障害や精神障害等により本人の意思表示が困難な場合には、障害者の家族、介助者等コミュニケーションを支援する者が本人を補佐して行う意思の表明も含む。）があった場合において、建設的な対話を行い、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

## 8 (障害を理由とする差別に関する相談体制)

- 都に広域支援相談員を置く。
- 広域支援相談員は、知識や経験を有する者とする。
- 広域支援相談員は、以下の職務を行う。
  - ・ 区市町村を支援するため、相互の連携促進を図り、必要な助言、調査、情報提供及び関係者間の調整を行う。
  - ・ 障害者、その家族、その他の関係者、事業者からの相談に応じ、区市町村等と連携して、必要な助言、調査、情報提供及び関係者間の調整を行う。

## 9 (障害を理由とする差別に関する紛争解決のための体制)

- 調整委員会について
  - ・ 公正かつ中立な判断をすることができ、障害者の権利擁護について優れた識見を有する者から構成される調整委員会を設ける。
  - ・ 調整委員会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。
- あっせんの求めについて
  - ・ 障害者、その家族、その他の関係者は、広域支援相談員が対応しても解決が見込めない障害を理由とする差別に関する事案について、当該障害者の意に反する場合を除き、知事にあっせんを求めることができる。ただし、行政不服審査法等に基づく不服申立て等を行うことができる行政庁の処分、職員の職務執行は除く。
- 事実の調査
  - ・ 知事は、あっせんの申立てがあったときは、事実の調査をする。
  - ・ 知事は、必要に応じて、広域支援相談員に事実の調査を行わせることができる。
- あっせんについて
  - ・ 知事は、事実の調査の結果に基づき、必要であると認められるときは、調整委員会にあっせんを求めるものとする。
  - ・ 調整委員会は、知事によるあっせんの求めがあったとき、適当でないと認める場

合等を除き、あっせん案を作成し、当事者に提示するものとする。

- ・ 調整委員会は、必要があるときは、対象事案の当事者その他の関係者に対し、追加の調査を行うことができる。
- ・ あっせんは、紛争事案が解決したとき又は紛争事案の解決の見込みがないとき、終了する。

#### ○ 勧告について

- ・ 調整委員会は、当事者が、正当な理由なく、あっせん案を受諾せず、又は受諾したあっせん案に従わないとき等は、知事に対し、必要な措置を講ずべきことを勧告するよう求めることができる。
- ・ 知事は、調整委員会からの勧告の求めがあったとき、公益に照らして必要があると認めるときは、当事者に対し、必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

#### ○ 公表について

- ・ 知事は、勧告を受けた者が正当な理由なく当該勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。
- ・ 知事は、公表をしようとするときは、当該公表に係る者に対し、あらかじめ、釈明及び資料の提出の機会を与えるため、意見の聴取を行わなければならない。
- ・ 知事は、公表をしようとするときは、あらかじめ調整委員会の意見を聴くことができる。

### ● 共生社会実現のための基本的施策について

#### 1 0 (情報保障の推進)

- 都は、情報の取得及び意思疎通ができることは、障害者だけでなく事業者及び都民にとっても必要であるという認識に基づき、手話、筆談、点字、拡大文字、読み上げ、分かりやすい表現その他の障害者が分かりやすく利用しやすい方法による情報提供が普及するよう必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

#### 1 1 (言語としての手話の普及)

- 都は、独自の文法を持つ手話は一つの言語であるとの認識に基づき、都民及び事業者において言語としての手話の認識を広げるとともに、手話の利用が普及するよう必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

#### 1 2 (教育の推進)

- 都は、障害、障害者及び障害の社会モデルに関する正しい知識を持つための教育が行われるよう努めるものとする。

1 3 (交流の推進)

- 都は、全ての都民が障害の有無に関わらず交流することを推進し、その相互理解を促進するよう努めるものとする。

1 4 (事業者による取組支援)

- 都は、事業者による自主的な取組を促進するため、情報提供、技術的助言、先進事例の収集及び公表、並びに障害者と事業者の連携の促進その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。